(桜川市行政評価システム) 記入年月日 の実績評価) 令和 3年度 事務事業評価表 ( 令和 2年度 月 20 事業区分 事務事業名 農地等に係る贈与及び相続税の納税猶予等の適用事務 新規/継続 継続 事務事業No. 040101000788 政策体系上の位置付け 単独/補助 単独 050401 所属課 総合計画の施策名 0401 農林業の振興 農業委員会事務局 政策名 O4 活力ある産業のまちづくり 課長名 施策名 農林業の振興 グルー 農業委員会G 01 系 手段名 01 ①担い手の育成・支援 担当者名 財務会計上の位置付け 業期 款 目 事業 一般会計 単年度繰返し ( 昭和32 年度~) 細 予算科目 01 06 01 01 02 00 農業委員会事業 期間限定の場合、総投入量を(3)投入量の右側に記入 法令根拠 相税特別措置法第70条の4、及び6 事務事業の現状把握(その1)  $(D_0)$ (1) 事務事業の概要 ①事務事業の概要(事務事業の全体像) ②担当者が行う業務の内容・やり方・手順 納税猶予対象者においては、3年ごとに対象農地(特例農地)の経営状 法が定める要件を満たしている農地の一括贈与の場合、受贈者が納付すべき贈 況を調査、報告事務を行う(管轄は税務署)。また、納税猶予適用の申 与税及び相続税が猶予される制度で、これに係る事務を行う。 請希望者に対する適格証明事務を行う。 手 段 (2) 事務事業の手段・対象・意図と各指標、 指標値の推移 01年度 02年度 03年度 04年度 ○5年度 ①手段 (担当者の活動内容) ④活動指標 (活動量を表す指標) 単位 (実績) (実績) (計画) (目標) (目標) 証明の数 件 300 300 200 200 3.00 納税猶予対象者においては、3年ごとに対 象農地(特例農地)の経営状況を調査、報告事務を行う(管轄は税務署)。また、納 通知の数 件 3,00 3,00 2.00 2.00 3,00 税猶予適用の申請希望者に対する適格証明 0.000.000.000.000.00事務を行う。 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 02年度 03年度 04年度 05年度 ○1年度 ②対象 (誰、何を対象にしているのか) ⑤対象指標 (対象の大きさを表す指標) 単位 (実績) (実績) (計画) (目標) (目標) 納税猶予を受けている農家数 戸 10.00 7.00 7.00 7.00 7.00 -括贈与により納税猶予を受けた農家及び 納税猶予の対象農地 ha 10,00 8.60 8.60 8.60 8,60 農地 0.000.000.000.000.00○1年度 02年度 03年度 04年度 05年度 (この事業によって対象をどう変え (対象における意図の達成度 ⑥成果指標 単位 を表す指標) るのか) (実績) (実績) (計画) (目標) (目標) 異動の有無を把握した農地/納税猶予を % 100.00 10000 100.00 100.00 100.00 受けた農地 対象農地の異動有無の把握 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 01年度 02年度 03年度 期間限定 投入量(事業費)の推移 (3)(実績) (計画) 総投入量 国庫支出金 0 千円  $\cap$  $\cap$  $\cap$ 県支出金 千円  $\circ$ 0  $\overline{\phantom{a}}$  $\cap$ 事 源 地方債 千円  $\cap$  $\cap$  $\cap$ O 投 使用料・手数料 千円 O 0 0 費 訳 その他 千円 0 O 0 O 宇宙 -般財源 O  $\cap$ 0 0 事業費計(A) 千円 O O 0  $\cap$ 1.00人 1.00人 正規職員従事人数 1.00人 量

0

03年度事業費 予算(千円)

合

計

02年度事業費 実績(千円)

合

計

費の内訳

事務事業名	農地等に係る贈与及び相続祝の納祝猶予等の適用	事務事業No.	40101000788	所属課	農業委員会事務局
	- 【事務 開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始された				
法が定める要件を満たしている農地の一括贈与の場合、その贈与税又は相続税を猶予する制度である。相続による農地の細分化防止、農業後継者の育成、農業経営の継続を図るための特例措置として設けられた。現在、納税猶予対象農地(特例農地)の遊休化が問題となっており、農地法第30条の利用状況調査の結果によっては、納税猶予打ち切り等の措置が講じられている。					
(5) この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者)からどんな意見や要望が寄せられているか? この事務に関する意見や要望は特に寄せられていない。					
【See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。					
評価項目					
①政策体系との整合現 結びついている	合性 (この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか? 法に基づいて適切に処理されることは、農				
大					
万里の					
③ 成果の向上余地 (成果を向上させる余地はあるか?成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか?何が原因で成果向上が期待できないのか?)					
<u>向上余地がない</u> 現在のところ、諸証明及び諸通知はすべて処理されている。今後も現在の処理を維持することが求められる。					
④廃止・休止の成果への影響 (事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は?)					
京響有					
⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 (類似事業や統廃合の可能性がありますか?(市以外の取り組みも含む)) (他に手段がある場合) (一) 具体的な手段、事務事業名					
遊休農地対策事務における農地法第30条の利用意向調査により、納税猶予打ち切りとなる。					
⑥事業費・人件費の削除余地(成果を下げずに事業費を削除できないか?やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか?) 					
率性 削減余地がない この事務処理には特別な事業費は計上されておらず、削減の余地はない。					
⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地 (事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか?受益者負担が公平・公正になっているか?)   公					
平 性   公正・公平である 贈与者及び受贈者の要件を備えるものであれば、すべて猶予を受けられるため、公平である。					
【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映) 【(1) 1次評価者としての評価結果 (2) 全体総括(振り返り、反省点)					
①目的妥当性 ■ ②有効性 ■ ③効率性 ■ ④公平性 ■	農業経 適切 □ 見直し余地あり の制度 適切 □ 見直し余地あり → 算課税	営を承継する相続人、 を利用する人が年々洞 の導入や農業を継続す	及び受贈者を税制面か なってきている傾向にあ る人の減少等が挙げら なの利用促進を図ること	る。事情は多岐( れる。また本制)	こわたるが、相続時精 度を知らない人も多く
(3) 今後の事業の方向		回答可)			・改善による期待成果
□終了  ■	継続 ── □ 改革改善を行う ── □ 目的	めの再設定 □ か性の改善 □		(終了・廃止	・休止の場合は記入不要)
		P合ができる 🗆	連携ができる	向	削減 維持 増加
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策				成維	
果情质					
					事業優先度評価結果 「基業の表現」
				成果優先度評	
【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項 (1) 課長評価 (課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合)					
<b>津長確認後の評価</b>					
A:継続	(現状維持) C:終了、廃止、休止 (改革改善を行う) D:2次評価へ提出	隺記欄			